

# 石川県公報

令和 7 年 3 月 31 日 (月曜日)

号 外

(第 19 号)

## 目 次

規 則	
○知事が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 (行政経営課)	1
○石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則 (管財課)	2
○石川県税条例施行規則等の一部を改正する規則 (税務課)	3
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (少子化対策監室)	4
○いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (同)	5

## 規 則

知事が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

### 石川県規則第十四号

知事が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(知事が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 知事が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十六年石川県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第八条中「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む)」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)」に改める。

(知事の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 知事の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十八年石川県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)」に改め、同項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第五条及び第八条第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(令和二年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部改正)

第四条 次に掲げる規則の規定中「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

- 一 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十一号）第四条第二項第二号
- 二 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十四号）第三条第二項第二号
- 三 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十五号）第十一条の二第二項第二号
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十七号）第五条第二項第二号
- 五 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成三十年石川県規則第七号）第五条第二項第二号

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第五条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

（石川県母体保護法施行細則の一部改正）

第六条 石川県母体保護法施行細則（昭和二十八年石川県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十条を削る。

別記第八号様式及び別記第九号様式を削る。

（石川県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正）

第七条 石川県特定非営利活動促進法施行細則（平成十年石川県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第一号中「磁気ディスク、シ・デイ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次号及び次条において「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号及び次条において同じ。）」に改め、同項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十四條中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（建築士法施行細則の一部改正）

第八条 建築士法施行細則（昭和二十五年石川県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十三條の十第二項中「電磁的記録」の下に「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第二十七條第三項において同じ。）」を加え、同項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第二十七條第三項第二号において同じ。）」に改める。

第二十七條第三項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（建築基準法施行細則の一部改正）

第九条 建築基準法施行細則（昭和四十八年石川県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次項」を「第五号及び次項」に改め、同項第五号中「電磁的記録を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を「電磁的記録媒体」に「はり付けた」を「貼り付けた」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十五号

石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年石川県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一連の調達契約」及び「一連の調達契約」を削る。

第四条中「一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約（最初の契約に係る公告において、最初の契約以外の契約に係る公告をその入札期日の前日から起算して二十四日前までに行う旨を明示したものに限り。）に係る一般競争入札については、二十四日前」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

石川県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十六号

石川県税条例施行規則等の一部を改正する規則

（石川県税条例施行規則の一部改正）

第一条 石川県税条例施行規則（昭和三十二年石川県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三を削る。

第七十条第三項中「又は口座振替済通知書」を削る。

石川県税条例施行規則様式目次中

「第十号様式	領収証書	第十四条
第十号の二様式（その一）	県税口座振替済通知書	第十四条の三
第十号の二様式（その二）	自動車税（種別割）口座振替済通知書	第十四条の三
第十号の二様式（その三）	自動車税（種別割）口座振替済通知書	第十四条の三
「第十号様式	領収証書	第十四条」に、
「第六十九号の四様式（その一）	自動車税（種別割）納税証明書	第七十条
第六十九号の四様式（その二）	自動車税（種別割）納税証明書	第七十条
第六十九号の四様式（その三）	自動車税（種別割）納税証明書	第七十条
「第六十九号の四様式	自動車税（種別割）納税証明書	第七十条」に改める。

「上記のとおり、口座から振替送金されます。

第五号様式（その二の二）（表）中 「なお、口座振替済通知書及び継続検査用納税証明書は、振替後に郵送します。」

石 川 県 知 事 〇

「上記のとおり、口座から振替送金されます。」に改める。

石 川 県 知 事 〇

第十号の二様式（その一）、同様式（その二）及び同様式（その三）を削る。

第十九号の四様式備考、第十九号の六様式備考2、第三十四号の二様式備考、第三十四号の三様式（裏）、第三十五号の三様式（その一）備考2、同様式（その二）備考2、同様式（その三）備考2、同様式（その四）備考2、第三十六号様式備考5及び第三十八号の二様式備考2中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第四十八号の二様式備考2及び第四十九号の二様式備考中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第五十四号様式備考2中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第五十五号様式備考2及び第五十六号様式備考3中「回糸第15号」を「回糸第16号」に改める。

第六十九号の四様式(その一)を第六十九号の四様式とし、第六十九号の四様式(その二)及び同様式(その三)を削る。

(半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則等の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中「糸第15号」を「糸第16号」に改める。

- 一 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則(昭和六十一年石川県規則第四十九号)別記様式第一号備考3
- 二 原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成十五年石川県規則第七号)別記様式第一号(裏)備考3
- 三 本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成二十七年石川県規則第三十三号)別記様式第一号(裏)備考3
- 四 過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(令和三年石川県規則第二十八号)別記様式第一号(裏)備考3

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

## 石川県規則第十七号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

(石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十六年石川県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

第八条の表一の項中「三十人」を「二十五人」に改め、同表二の項中「二十人」を「十五人」に改める。

附則第三項中「十年間」を「十二年間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第十二条の規定の適用については、当分の間、同条中「十五人」とあるのは「二十人」と、「二十五人」とあるのは「三十人」とする。

(石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第二条の規定による改正後の石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第二条及び第八条の規定の適用については、当分の間、第二条中「十五人」とあるのは「二十人」と、「二十五人」とあるのは「三十人」と、第八条の表一の項中「二十五人」とあるのは「三十人」と、同表二の項中「十五人」とあるのは「二十人」とする。

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

**石川県規則第十八号**

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例（平成三十年石川県条例第二十五号）第二条の規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

